



経団連提言「[Society 5.0の扉を開く \(2022-04-12\) \(keidanren.or.jp\)](https://www.keidanren.or.jp)」
No76 (2) 「消防設備の設置等に関する審査基準の統一・公開」

東洋エンジニアリング株式会社

目次

要望内容「消防設備の設置等に関する審査基準の統一・公開」

- 1) 要望事業者の会社紹介
- 2) 要望内容の要旨
- 3) 消防設備を設計施工するための法律・条例の体系
- 4) 各自治体で各々の行政指導指針を持つ背景
- 5) 基準の公開の重要性(事業者側からの目線)
- 6) 基準の統一について 事例1
- 7) 基準の統一について 事案2
- 8) まとめ

1) 要望事業者の会社紹介

□ 東洋エンジニアリング株式会社

石油化学、石油・ガス処理、資源開発、発電など、多岐にわたる領域のプラントを設計・建設を主に遂行するエンジニアリング会社であり、国内各地および世界各国にプラント建設・インフラの整備を行う会社。



2) 「消防設備の設置等に関する審査基準の統一・公開」 要望内容の要旨

参照：提言「[経団連：Society 5.0の扉を開く \(2022-04-12\) \(keidanren.or.jp\) No.76 \(2\)](#)」



□ 要望内容の要旨

消防設備の設置等に関し、所轄消防と消防折衝を行う際に、法律等に加え、地域独自の行政指導指針に則り、指導されることがありますが、行政指導指針が公開されていないことがあります。一般に所轄消防からの行政指導は設計・施工に盛り込む必要がありますが、設計の初期段階から指導指針の内容を満たしていない場合、設計の変更や設計変更に伴う時間遅れ、追加作業、コスト増が発生します。

それらを改善するため、各所轄消防の行政指導指針をインターネット上で一般公開・検索性の向上を要望し、必要に応じ、基準の統一していただきたいというのが要望内容です。

□ 期待される効果

- ・ 事業者目線：
 - a)各地域の特殊性の早期の理解(サプライズの回避)
 - b)所轄消防との確認作業の減少(特殊性の確認時間の減少)
 - c)設計初期から各地域の基準に従った設計が行えることで、作業効率の向上や追加コストのリスク回避
- ・ 所轄消防目線：
 - a)事業者の基準への理解の深化 => 所轄消防が望む設備の設置・人命の保護
 - b)事業者との打ち合わせ時間の減少
 - c)市町村相互間での基準の比較

3) 消防設備を設計・施工するための法律・条例等の体系



政令、省令、条例、規則に加えて、告示・通知・例規や、各自治体の行政指導指針などから構成されています。防消火設備の設計・施工は、それぞれの「政令 + 条例 + 行政指導指針」の設計要求を満たして実施します。

4) 各自治体で各々の行政指導指針を持つ背景(消防法第17条第2項)

消防法

第十七条 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、旅館、飲食店、地下街、複合用途防火対象物その他の防火対象物で政令で定めるものの関係者は、政令で定める消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設（以下「消防用設備等」という。）について消火、避難その他の消防の活動のために必要とされる性能を有するように、政令で定める技術上の基準に従って、設置し、及び維持しなければならない。

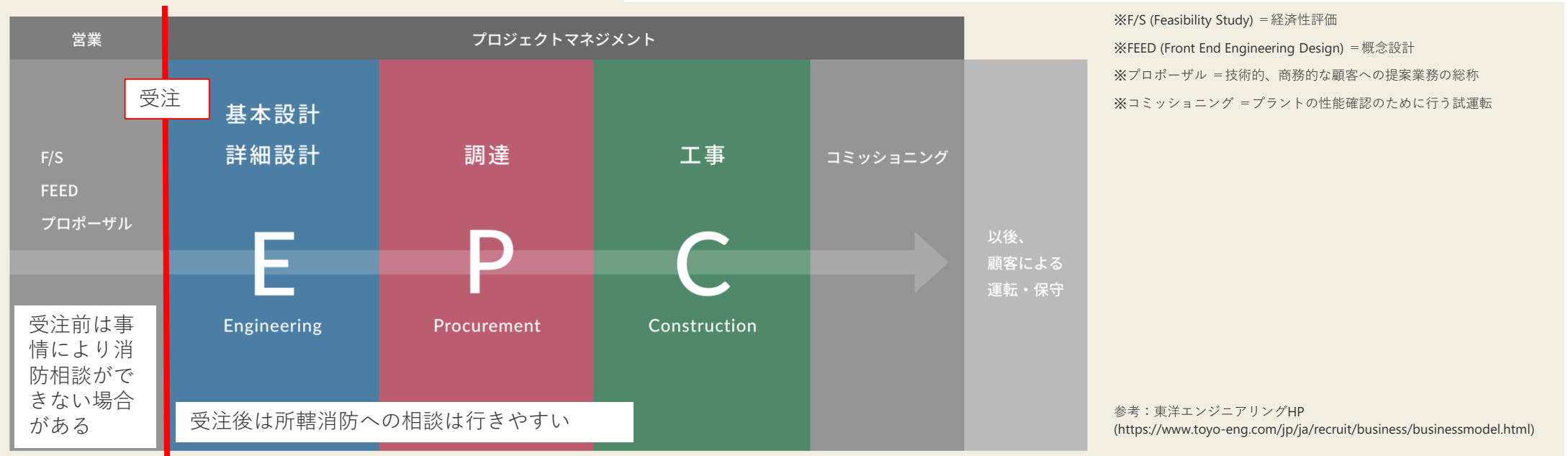
② 市町村は、その地方の気候又は風土の特殊性により、前項の消防用設備等の技術上の基準に関する政令又はこれに基づく命令の規定のみによつては防火の目的を十分に達し難いと認めるときは、条例で、同項の消防用設備等の技術上の基準に関して、当該政令又はこれに基づく命令の規定と異なる規定を設けることができる。

消防法17条に従い、政令に定める技術上の基準に従うとともに市町村は、地方の気候又は風土の特殊性により、条例で政令又はこれに基づく命令の規定とは異なる規定を設けることができます。これに加え、行政指導指針が設けられている。

なお、行政指導指針は、各自治体で言い方の統一は無く、行政指導事項、指導基準、運用基準、注意点、基準、審査基準と様々な言い方があるようです。

5) 基準の公開の重要性(事業者側からの目線)

プラント建設プロジェクトのワークフロー



- 設計・施工は、「政令+条例+行政指導指針」に基づき、実施される必要がある。
- 消防への事前相談は可能であるが、秘匿性が高い場合・案件の実現性が不明確な案件・競合他社がいる見積段階などでは、消防に相談できない場合もあり、行政指導指針が公開されていない場合・検索性が低く見つけられない場合、見積リスクとなる可能性がある。
- 受注後、所轄消防との相談や要求のすり合わせをするタイミングはあるが、設計初期に要求内容を把握する必要がある。
- 政令と条例は公にされている一方で、行政指導指針はネット上で取得できる自治体はあるが、公開されていない場合がある。また、検索性悪く、行政指導指針や条例が見つかりづらい場合もある。



消防法・危険物関連法・条例の行政指導指針を公開・検索性の向上をしてほしい

6) 消防設備等に関する基準の統一について 事例 1

12号囲いについて

危険物の規制に関する政令 第9条第1項第12号

屋外に設けた液状の危険物を取り扱う設備には、その直下の地盤面の周囲に高さ〇・一五メートル以上の囲いを設け、又は危険物の流出防止にこれと同等以上の効果があると認められる総務省令で定める措置を講ずるとともに、当該地盤面は、コンクリートその他危険物が浸透しない材料で覆い、かつ、適当な傾斜及び貯留設備を設けること。

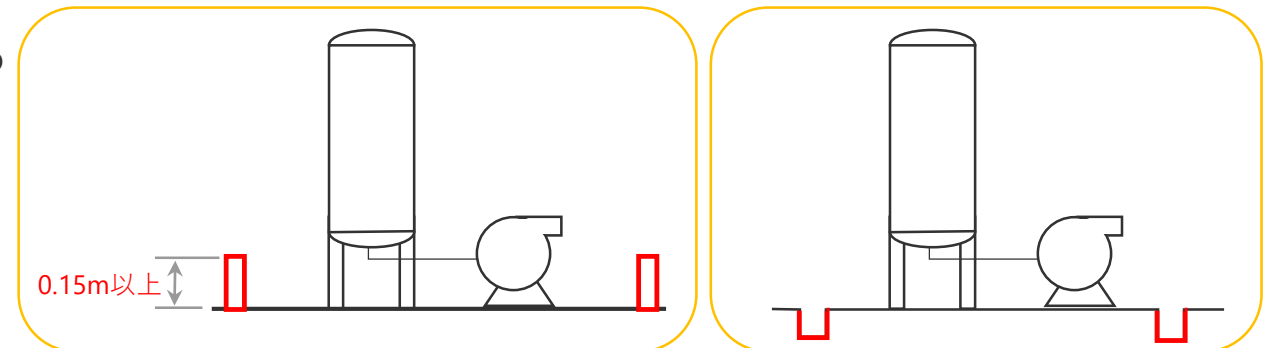
この場合において、第四類の危険物（水に溶けないものに限る。）を取り扱う設備にあつては、当該危険物が直接排水溝に流入しないようにするため、貯留設備に油分離装置を設けなければならない。

流出防止の措置として、下記が認められる。

- ① その直下の地盤面周囲に囲いを設ける
- ② 危険物の流出防止にこれと同等以上の効果があると認められる措置を講ずる

このうち、②の措置を認める地方自治体と②の措置が存在しないと判断する地方自治体がある

- A市 凸型の囲い以外に、溝形の排水溝を認める
- B市 溝形の排水溝は認めない



7) 消防設備等に関する基準の統一について 事例2

少量危険物の防油堤について

火災予防条例(例) 第31条の4第2項第10号

液体の危険物のタンクの周囲には、危険物が漏れた場合にその流出を防止するための有効な措置を講ずること。

消防危第71号 (令和2年3月17日)

タンク周囲に設ける囲いは、鉄筋コンクリート製又は鋼板、ステンレス等の金属製のものとするとともに、当該囲いの容量は、タンクの最大容量以上の量を収納できる量とすること。

また、複数のタンクを包含するように囲いを設ける場合、当該囲いの容量は、包含されるタンクのうち、最大のものの容量以上の量を収納できる量とすること。

A市 A市火災予防条例

液体の危険物のタンクの周囲には、
危険物が漏れた場合にその流出を防止するための有効な措置を講ずること

A市設置基準

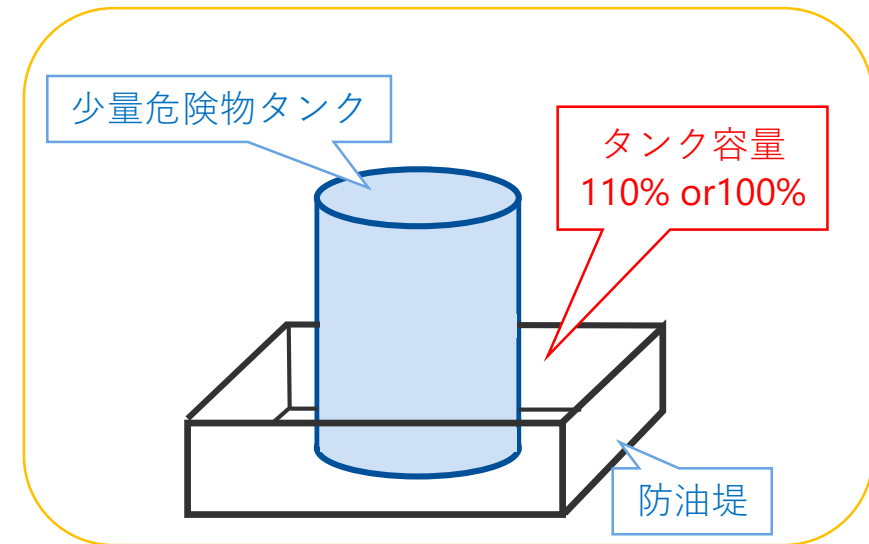
タンク容量の110%以上

B市 B市火災予防条例

液体の危険物のタンクの周囲には、
危険物が漏れた場合にその流出を防止するための有効な措置を講ずること

B市設置基準

タンク容量の100%以上



8) まとめ

□ 要望背景

- ✓ 消防設備の設置等に関し、政令や条例に加え、地方公共団体独自の行政指導指針を満たす様に、設計・施工が行われます。
- ✓ 行政指導指針が公開されていないことや、検索性が低いことがあります。
- ✓ 指導内容を満たせていない場合、のちのち設計変更が発生するなど非効率な状態になる場合があります。
- ✓ 基準の差異により、設計・コスト等に関して事業者の負担になる場合があります。

□ 要望内容

各所轄消防殿の消防法、危険物関連法令、条例の行政指導指針をインターネット上で一般公開・検索性の向上をしていただきたい。

必要に応じ、基準の内容の統一していただきたい。



Your Success, Our Pride.